

## 陳述書

2023年7月27日

青森県地域一般労働組合（ひだまりユニオン）

執行委員長 鎌田貞孝

私は、一人でも加入できる地域労働組合（ローカルユニオン）の執行委員長をしております。最低賃金が生活にもっとも大きく影響する労働者、非正規労働者が組合員の大部分を占めています。

こういった組合員の声を陳述させていただきます。

一人目は、デイサービスで働いているMさんの声です。

「私は、ヘルパーとして22年間勤務している非正規職員です。私の職場では、10年前に非正規にも定期昇給制度を採り入れられましたが、年千円の昇給で、現在46歳になる私の基本給は16万円程度で、時給換算で言えば千円です。共稼ぎ世帯なので何とかやりくりして子育てをおえました。

最近の物価高騰でなんでも上がっていますが、とりわけ食費やガソリン代にかかる出費が大変です。出費は昨年より1割から2割ぐらい上がったのでしょうか。このまま出費が増え続ければ、今の賃金では夫婦ふたりでも生活は大変になるなと感じています。」

もう一人は、青森県の最低賃金853円で働いているAさんの声です。

「私は、70歳で、病院の清掃の仕事をしています。1日6時間、週5日働いて月10万円程度の収入です。夫は国民年金なので収入が少なく、自営業の大工を続けていますが、それでも夫の収入は私より少なく、私は、働かざるを得ません。持家なので住む事には心配ありませんが、病気になることが一番の心配です。」

私たちの地域労組に加入している二人の声を紹介しました。

例えば、Mさんの時給千円は、単身者であれば社会保険料を引いた135,000円程度で生活しなければなりません。通勤用の車の経費と家賃を引いた6~7万円で食費、光熱費、携帯電話代、被服費を賄うことになります。最低賃金1000円は、家賃の心配がなければという条件で、最低でぎりぎりの賃金だということです。

もう一人のAさんが言っていた、健康の問題です。私たちの組合員のなかで、最低賃金。あるいは近傍で暮らしている人の最も多い要望は、お金があったらやりたいことのトップが歯医者や医者にかかりたいでした。病気になった時に3割負担の医療費が払えないで我慢する人が多くいます。先ほどの単身者の生活費の状況は、健康を害して、医者にかからざるを得ない状況では、更に生活費を切り詰めなければならないことになります。憲法25条には「健康で文化的

な最低限の生活を保障する」と書かれています。生活することがやっとで、健康にかかわる出費の捻出に苦慮する賃金が「健康で文化的」な「生活を保障」する賃金だとは思えません。

最低賃金は最賃法 1 条でも、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を目的としていますが、医療にかかれない賃金水準では労働者の命さえ守れません。最低賃金額の改定が「労働者の生活の安定」を達成するよう大幅に引き上げられることを切に希望します。

高齢者再雇用制度で働いている人の唯一の基準は最低賃金を下回って雇用してはならないという事です。働く高齢者が安心して働く労働条件の一つが生活できる賃金です。まともに年金を受給できる 65 歳まで、60 歳定年からの 5 年間を無事に暮らしていけるかどうか、住宅ローンの返済など老後の生活設計もありますが、最低賃金が高齢者の生活を十分に支えるものになっていることが必要です。

私たちは全国一律の最低賃金を要求しているのも、この地域間格差を解消して、人口の流出を防ぎ、地域経済の発展に資することを願っての事です。そのためには中小・小規模事業者への国の直接支援が絶対に必要だと思います。

以上の主旨を申し上げ最低賃金引き上げの陳述とします。